関西大學新報

発行所
関西大学新報社
大阪市大淀区長柄中通2
電話（358）2271
（一部10円）

一面・杉原糾弾斗争
二面・論説・栗駒発言
三面・狭山斗争・女性解放
四面・手記・学習講座

杉原差別教科書糾弾！

「障害者」差別糾弾　優生思想を解体せよ

〈学問〉て何や

私達は、昨年六月十一日に女子同好会一部幹部が行なった差別発言「障害者は産みたくない」に対して、この発言は、優生保護「改正」の先どりであるとしてこれを優生保護法改悪ー現行優生保護法粉砕闘争の中に位置づけ闘った私達は「障害者」は不幸な存在だ「生まれるべきではない」というような社会意識を生みだした「障害者」差別の現実をみぬき、「障害者」自らの闘いに学ぶなかで差別を許さぬ主体を作っていかねばならないとして「府中療育センター多摩移転阻止闘争」の学習会を貫徹した。その中でも私達は、自らの立場（II部学生）としてやはりII部大学における「障害者」差別の具体的な問題から闘う中で全ゆる差別を許さぬ主体と運動を形成するものとして、関大II部「障害者」解放研究会（準）（以下「障」解研（準））を結成した。そこに登場したのが、杉原弘人社会学部教授が著作した教科書「生物科学の話題」（昨年度）・「生物学の基礎」（今年度）である。この二つの教科書に共通したものは、「障害者」を不幸なものと決めつけあるいは、「障害者」＝「劣った」者とし、「生まれてくるべき者でない」という優生思想を「遺伝学」で粉飾したものであった。このことはこのような差別教科書がまさしく「教科書」として講義される事は「障害者」に対する差別意識を助長・拡大するものでしかない。

杉原教授は、私達の問題提起に対して、「反省している」とホコ先をかわして逃げ、「反省」の内容については「教授」の威厳（？）を保ちたいが故に、「君達は遺伝学については何もしらない」という形で「学問」の専門性をタテにして居直りを始め、私達が、その学問自体が、「障害者」差別を助長、拡大してきたのだと、追求するや否や、学生大衆の「授業をうけたい」という即時意識に完全に乗っかかって、私達との討論すら打ち切ろうとした。しかし私達はこの差別教科書が、十数年に恒って使用されて来て、誰も問題提起しなかった事の重大性＝「障害者」差別を見抜けなかったことを問題とし、「授業」＝大学教育の中身を問うものとして全学的にこの杉原差別教科書糾弾をうったえ、教授の糾弾もみ消し策動を断固として粉砕し、討議継続を勝ちとっていった。杉原教授はその中で、「障害者」は少なくなったほうがいいあるいは「障害者」は不幸な存在だというようにその差別性をさらけだし、「障害者」を「不幸」な存在と規定するのは「障害者」が生きにくくさせられている現実を固定化するものでしかないという仲間の追求に対してはついに一言も答えきれず「体調」という形で逃亡してしまった。この逃亡を私達は、教授自らが、教科書の差別性を認めたものとしてとらえ断固として糾弾しぬく事を意志一致すると共に、八項目にわたる公開質問状を教授につきつけて教授を追撃した。

エグイ教科書や

①前年度の教科書の二二八ページで「フランシス・ゴールトンはつぎの世代の遺伝的性質を向上改善し、劣悪な遺伝形質を除く目的で優生学を一八八三年創設した。遺伝形質は変化できないが、優れた遺伝形質をもつ人たちの子孫を多くし、望ましくない人たちの子孫をできるだけ少なくすることによって、つぎの世代の素質を向上さすことができる」の中で「望ましくない人たち」とはいったいどういう人たちのことなのか？

②教科書、IV優生保護法との項で「一九三三年に遺伝病子孫防止法（断種法）一九三五年に婚姻健康法を制定した。この法律は良いものであったが独裁者に悪用されゲルマン民族優越の思想により、ユダヤ人の排斥と圧迫に利用された」と書いてあるが「この法律は良いものであった」という根拠は何か？

③逆淘汰論に関して、教科書で「ある集団において見られる淘汰が優秀な者よりも、劣等な者の方に有利で、劣等なものが多く子孫をのこすようになることを逆淘汰とよんでいる」と書き「原始時代は、生存競争は勝ちのこったものが多数の子孫を残すことができた」といい「しかし、医学が発達するにつれて、不適当な人にも増殖の機会が与えられ淘汰の効果を減少した」と書いている。では「優秀なもの」「劣等な者」「不適当な人」とは、どういう人なのか？

④「精神薄弱児が下層の世界に出現することは、注意すべきである」「精神薄弱児だけではなく精神病も生活水準の低い階層に多い。これらのことは社会的階層の下層に属する人たちの出産能力が上層の人たちより大きい事を考えるとこの事実を無関心に見すごすことができない」と書いてあるが「この事実を無関心に見すごすことはできない」とはどういうとか？

⑤「受胎調節が計画され実施されるのは知識階層とか上層階層の家族に多く、肉体労働者とか下層階層の家族には浸透しにくい。また、多数の知識階層に属する人々の間では人工妊娠中絶だけではなく、不妊手術を行なうことが普及しつつある。このような現実は短期間には悪結果を示さないが、長期間の後には人口構成に変化をおこし各種の問題をおこすことになるであろう」と書いてあるが各種の問題とはなにか？

⑥今年の教科書で、なぜ逆淘汰論を全部削除したのか？

⑦血族結婚の項に関して（これについては口頭で確認したいと考えます）

⑧あなたは「優生保護法改正案」について若干ふれられていますが現行優生保護法および強行採決された「改正案」についてどう思いますか？

以上八点に関して文章化して回答する事を要求する。

昭和四十九年五月二十三日
杉原弘人殿
関II「障害者」解放研究会（準）

公開質問状にそって教科書を批判していくならばこの教科書がいかにエゲツナイものか明確になる。

(1)（番号は公開質問状の番号）

19世紀後半イギリスでは、資本主義がまさしく農民をプロレタリアートとして都市においこんで、企業は考えうる限りの搾取をほしいままにしていた。その矛盾として当然、「障害者」・「アルコール中毒者」・「犯罪者」は多く生まれて社会問題化して表われて来た。その時に、その矛盾をその個人におしつけ解決しようとして出されて来たのが優生イデオロギーであり「学問」的裏打ちしたのがフランシス・ゴールトンらの「優生学」である。つまり、人間を「優」・「劣」に分け、「劣ったもの」として「犯罪者」・「アルコール中毒者」そして「障害者」と規定する事によって社会問題をその人間の「素質」におしこめて、その人間を少なくする＝マッ殺する事はそのような現実ーアクドイ搾取をヨーゴする支配者のイデオロギーに他ならない。この事をぬきにして、「学説」を紹介しただけの記述は、「障害者」＝「劣ったもの」という差別観念を助長するものであり許すことができない。

(2)このような優生イデオロギーが民族排外主義に結びついた場合侵略をささえるかっこうの武器になる。この事を証明したのがナチスドイツのこの二法が果たした役割である。この二法によって、ナチスドイツに「役に立たないもの」・「役に立つもの」がふるいわけられ、「役に立たないもの」は本人の意志など無関係に断種させられ、あるいはまた、ナチスに反対する人民を「精神障害者」にでっちあげていったのである。またこの法律をテコとしてあのヒトラーの「安楽死指令」が出され、27万人におよぶ老人・「障害者」がガス室にほりこまれたのであり。さらに、あのユダヤ人大虐殺を生みだしたのである。教科書にあるように「法律自体は良いが権力に利用された」のでは決してなく、この法律がそしてそれを支えた「優生学」が積極的に加担していったのである。杉原教授のいうに「学問は中立」であるはずはなく常に支配階級のイデオロギーを支えてきた事を忘れてはならないだろうし、「学問の自由等といって「障害者」に対し人体実験をやらかした台（台弘東大教授）やそれをヨーゴする日共の「学問の自由を守れ」という没階級的イデオロギーを徹底的に批判・解体していかなくてはならない。

③・④・⑤・⑥に関して、

この項目は「逆淘汰論」を説明している部分ではあるが、一見説明風にみえる中で最も杉原氏自身の差別性を明らかにしている。

つまりこうだ「昔は文化が遅れてたので生存競争が激しかったが現在では役に立たん人間まで生きのこっている。しかもそんな奴の方が役に立つ人間より増えてきとるこりゃ大変や」という事をさも「学問」でございます風に言い更には「下層が増えるのは問題や下層には「障害者」がたくさんさおる、これはゆゆしき大問題や」と結論づけて、こういう「全人類的問題（？）を私は考えてますよ」とすましている。この彼の姿勢からは、彼が下層と呼ぶその現実の中で毎日しんどい目して安い金でこきつかわれ、文句たれてもすぐ首になってしまうような仕事をやらざるを得ない労働者の生活などみえてこない。資本の要請として下層が不断に作られ、社会のしずめ石として分断されている事など彼（杉原）自身にとっては、「本人の努力あるいは遺伝的素質が原因だ」になってしまっている。またそのようなしんどい現実の中で「妊娠しても臨月ちかくまで働かな食っていかれへん」というように資本によって母体が破壊され「障害者」が作りだされまた、「障害者」をもった家族が差別の結果、下層に落としこめられている事など彼（杉原）は決してわかりはしないのだ。彼自身が教科書の中で展開したのは、このような現実を〈学問〉の名によって固定化し、また「上層がへるこまった」といって自らがブルジョア階級に立っていることを鮮明にし、そのイデオロギーの貫徹に他ならない。この事をぬきにして「逆淘汰説あれはもう十年前の理論ですよ」と全面削除してしまった姿勢にこそ彼自身の思想＝差別思想をみていかねばならない。

(7)血族結婚に関しても、「血族結婚は障害者が生まれる確率が多いのでさけるべきだ」と書きさらに「地方小都市では伝統的に血族結婚が多いところがある」（38年度版教科書にはなんと特殊な地域と記述している）この事は、つまり優生イデオロギーによって「障害者」差別を拡大すると同時に、「障害者」差別を利用する事によって「被差別部落には血族結婚が多い」という部落に対する社会意識としてある差別観念を助長し、部落差別とりわけ結婚における部落差別を拡大するものである。

(8)の優生保護法「改正」についても教授は、「いろんな意見がありますよ」的な全く無責任な記述をしているが、彼自身がこの教科書で貫いてきた優生イデオロギーあるいは、彼自身の発言「障害者は生まれてくるべきではない」をとらえるならば、まさしく優生保護法「改正」＝羊永チェック導入によって胎児のうちに「健常児」・「障害児」と分断し、「障害児」をマッ殺するそのラッパ吹きを演じていた事はまちがいない。以上8項目にわたって「教科書を批判したわけだが、一貫としているのは資本の生産性からみた「役立つ」ー「立たない」で人間を分類していく優生イデオロギーである。ではこのような思想を彼がどうしてもつにいたったのであろうか。このことは後に教授との間の十数回にもおよぶ確認会ではっきりとした。

私達は、授業の場における問題提起からもっと大衆的にこの問題をひろめる為に（もちろん教授のこの問題を授業の場だけにしようとする策動があったのだが）大衆的な確認会を開催することを勝ちとり第一回（6／4）・第二回とますます教科書そして杉原氏の差別性を明らかにして来た（詳細は「障」解研（準）発行6／5付ビラ参照）そして、第三回確認会の場において、次のような自己批判書を勝ちとった。

フザケタ事やるな

〈自己批判書〉

私の前年度の教科書「生物学の話題」の中で優生学思想は人類の素質を優秀、劣等とし、社会的階層を教育の程度、収入の程度など判定し難い事項に分け、これらと心身障害者を関連づけ、心身障害者の差別をしている。この優生学思想を教科書に掲載し、学生に心身障害者の差別であることを全く意識せず、講議したことは私が心身障害者差別に対する認識が全くなかったためであり、心身障害者に深くおわびすると共に今後の教育で、優生学的思想が心身障害者の差別につらなることを十分に認識させることを約束する。

私は教育、研究の場において身障者の差別が他のあらゆる差別と同様あるいはそれ以上重大なものである事を認識し、身障者の差別のない日が一日もはやくくるため全力をつくして努める事を認めます。

今後の私の生物学の講義は心身障害者の差別をテーマにとらえ、関西大学の学生諸君と一体となって心身障害者の差別にとりくみたいと考えます。

そのため心身障害者の差別に関する自主的な講義を開講し全学に心身障害者差別の実態を知らすと共に、心身障害者の差別のない関大に私が率先して努めることをここに確認し、自己批判します。

昭和四十九年六月十八日
杉原　弘人

以上は私の意志で書きました。

もちろん私達は、このような文章がどないしょうもないものである事を知っていた。この文章には自分の立場性など一切語られていないのだ。それ故に、私達が公開質問状にそってなにが「差別なんや」という事を書かせるとぬけしゃあしゃあと「血族結婚は遺伝学的にはさける事が望ましいが…」と〈自己批判〉しなおしている。前述した様に教授自身がなぜ優生思想にどっぷり（無論私達も無縁でない）つかりこんでいたのかこの事を明確にさせる中でこの自己批判の内実を勝ちとっていかねばならないと確認した。杉原教授が今まで生きて来た中で、小学・中学・高校とまったくといってよいほど「障害者」と接した事がなくまた東北医大（旧）にすすみ一貫してエリートの道をはずれる事もなくまた「満州」へ侵略していった事に対しても「おれかって戦争の被害者や」という認識だけをもって抑留から釈放され帰国後すぐに京都医大の研究室に入ってそこで「医学博士」の肩がきをもって関大に来た。というように彼自身が一切「しんどい目して働いている」労働者や、施設あるいは在宅のままにおとしこめられている「障害者」の現実を見ぬけないのはまさしく彼自身が社会のエリート（大学教授）として自分自身を位置づけて来た事に他ならない。私達はこのような杉原教授の生いたちを見切る中で、自分達がまさしく青年労働者として、職場における「障害者」差別を杉原を反面教師としてつまり、「障害者」差別の現実から常に出発しなくてはならないだろう。このことの意味を含め私達「障」解研（準）は、生物学を教授している鉄川・福富両氏の自己批判をとるとともに、夏休み期間も含めそれ以降教科書を全面的に批判し、「障害者」解放の一ステップとなるようなパンフレット作製作業に突入している。そのパンフレットを一つの武器として今までのくさりきった「生物学」の授業を私達青年労働者の為になるものにしていかねばならないだろう。そしてこのような授業をはびこらせて来た大学当局の差別性とその責任を徹底的に追求ー糾弾していかねばならない。

と思っていた矢先に当局は、ぬけぬけと融和策動を展開している。それは、学生諸君も気づいておられるだろうが、トイレや階段に金属製の手すりを設置し、ごていねいにも「車イス」マークのワッペンを貼った事だ。エエカゲンニシロとはこの事だ。使えもせんものに使えますよというのは「詐欺」というものだ（知っているのか明石君）だいたい。車イスを使う人が和式便所で用がたせれるのか、車イスで二階の便所まで昇るのかフザケルナヨ！

このような「障害者」の実態を無視した姿勢こそが杉原差別教科書を支えてきたものだ。「障害者」が能力主義教育体制の中で教育権を文字どうりうばわれている現実に対し、「設備改善」（？）や「試験方法の考慮ー点字実験（当然やるべきだが）」をポーズとしてやっても、それは結局、「障害者」間に更なる分断をもち

四面に続く

論説

学費値上「Ⅱ部据置」の意味するもの

12月9日、遂に関大当局は、「学費値上げ」を発表した。その内容はⅠ部のみ83％の値上げであり、大学院とⅡ部は「据置」というものであった。

今、関大当局のⅠ部のみ大幅「学費値上げ」と「Ⅱ部据置」の意味するものを考える前に、この「学費値上げ」に関する当局ー私学全般の動向をまず検討してみよう。

それは、今年度初頭、日本私学連盟によるところの「諸物価とり分け人件費の高騰ー私学赤字経営」の大々的キャンペーンに始まる。これを受けて各個別私学の「赤字」キャンペーンが積極的に繰り広げられ、先頃、10月21日には、関西一一〇私学で組織する全関西私立大学国庫補助促進同盟が、教職員、父母兄姉をまきこんでの国庫補助請願の「決起大会」なるものを催している。この「私学経営赤字」ー「国庫補助請願」の大キャンペーンは、その後、11月に入って大工大、同志社大、関学大、関東になるが早稲田大、明治大等軒なみ大幅「学費値上げ」を決定するということで、一応の「決着」をつけている。しかし一言付け加えておくが、明治大、同志社大は「学費値上げ阻止」を掲げ、バリケードストが闘われている。

この様な一連の私学の動きに関大が無縁だと考える人は、おそらく一人もいなかったはずで、むしろ、関大の「学費値上げ」発表は時間の問題だと察知していたに違いない。

といっても、この私学の一連の動きに、先だち、あるいは相呼応して関大もその一環を担っていた。昨年来、当局報道紙『関大通信』紙における「値上げを考えていない」という表明と同時に「財政累積赤字」を訴えていたし、これと期を一にした教職員を先頭に学生をまきこんでの「国庫補助請願」署名運動が展開された。そして今年に入って、父母兄弟への「赤字経営」の訴えと半強制的大口寄付金要請、『関大通信』最近号の「現下の状況は流動的で即断し得ない」旨の声明等々は、明らかに「学費値上げ」に直結する動きであったことは疑う余地のないものであろう。

ところで、この様な「学費値上げ」に至る私学の動向、経過の中で見落してはならないものが一つある。それは「私学財政赤字」キャンペーンから「学費値上げ」に至るまでに「国庫補助請願」という運動がはさまっていることである。この「国庫補助請願」運動とは一体何だったのか？それは第一に、「赤字キャンペーン」を学生、父母兄姉、教職員に吹き込み、「学費値上げ」断行のコンセンサス（総意）を取り付け、又正当化する手段であったことは、大幅「学費値上げ」を行った現在、否めない事実としてである。しかし、それだけだったのか？むしろ当局は「国庫補助」そのものを最初から期待していなかったのではないだろうか？ この疑問を解決してくれるのは「中教審答申」であり、政府ブルジョアジーのこの間の動向である。

一九六〇年の「安保闘争」をからうじてくぐり抜けた、日本独占資本は帝国主義的自立へと向う。それは何よりも、「円」の独自圏創出を基盤とするところの『アジアの盟主』をメルクマールとした東南アジア各国への帝国主義的「経済侵略」を意味した。

この時期を前後して、「教育は資本にとって重要不可欠な効果を持つ」ことを見てとった資本が「教育投資論」を引きづり出して来ることにまず留意しておこう。

「円」の独自圏創出ー『アジアの盟主』をメルクマールとする日帝は、国内においては、被被差別部落民、在日中朝人民、沖縄人民、女性労働者、そして「障害者」等、最っとも差別されしいたげられてきた人々を、大衆の差別意識を不断に煽りつつ、社外工ー臨時工ーパートといった低賃金のしずめ石として、最底辺におし込めることによって「差別ー分断」支配を不断の「民族」イデオロギーを吹き込むことで貫徹させ、同時に「驚異の高度成長」を約束させるのだった。一方、この帝国主義的な国内打固めを「民族」イデオロギーと、大衆収奪によって成し切ることで、東南アジア各国へ前近代的強盗的収奪を伴なう帝国主義的「経済侵略」を貫徹していくのだった。

ところが、日帝のこういった帝国主義的「経済侵略」がアジア諸国人民の反撃を準備せずにはおかないのは当然だった。それは、前首相田中角栄のアジア訪問に対して、アジア各国人民が「反日（＝反日帝）暴動」で答えることで頂点に達した。アジア各国人民の蜂起、分けても暴虐と腐敗の極に達っしている朴政権と、陰に陽にテコ入れすることで暴利をむさぼっている日帝に対する英雄的「南」朝鮮人民の死を賭した決起は日帝生存の前途を震撼させずにはおかなかった。

一方、このアジア各国人民の蜂起にうながされ、あるいは、相呼応すべく国内の労働者、学生は、今や全領域に露呈する矛盾に真向から反撃に出た。反撃は同時に、文字通り日帝の「高度成長」とアジア侵略を最底辺で支えた被差別部落民、在日中朝人民、沖縄人民、女性労働者「障害者」らの人々の決然たる総決起へと合流し、日帝を足下から揺がし、政府ブルジョアジーの支配機構ー構造全般に恒る手なおしを余儀なくさせた。その場当たり的工作として、「石油危機」パニック劇を演出させ一方で独占資本を防衛し、他方でこの一切の混乱と責任を労働者人民に強権的に転化することで乗りきったことはつい数ケ月前のことだ。しかし、この政府ブルジョアジーの乗り切りは、未曽有の弾圧をもって資本の下に全労働者人民を屈服隷属させることで成し切らんとしていることを明確に見破っておかなくてはならないだろう。

この様な時期に公共機関に対して「独立採算制ー受益者負担」論理が出て来たことに第二の留意が必要だろう。

では、先の「教育投資論」と「独立採算制ー受益者負担」を政府ブルジョアジーー「中教審路線」の関係で見ることにする。

「教育投資論」とは、教育は資本にとって有効であり不可欠であるという者によって「教育ー教育費用は投資として資本が積極的に援助しょう」というものだ。これを受けて新興私大が資本のテコ入れで大増設され、国公私別を問わず「産学ー軍学協同」路線をわきめもふらずひた走ることになる。

だがこの「産学ー軍学協同」路線は、六〇年代後半の全国学生反乱の前に一時は立ちどまるかに見えながらも強力に推進される。一方、日帝の国内国外を貫ぬいての支配機構ー構造全般に恒るドラスティックな再編要請は、教育体制の「産学ー軍学協同」を変えることなく再編しなければならないものである。そういった内容をもって打ち出されて来たのが「中教審」路線であった。

「中教審」路線とは、「能力の多様化」に名をかりた「差別ー選別」の強化徹底化、であり「大学外専門家投入」に名をかりた「学内への国家権力の常駐支配」であり、「生涯教育」という「教育を通しての全人民管理」の何ものでもない。この様な内容は「独立採算制ー受益者負担」の論理に顕著に表われている。それを一口で言うならば「教育投資論」の投資主体は資本であったが、ここでは、学生に変わる。曰く、「教育を受けることで益を得るのは学生（個人）従って学生が出費すべきだ」と。もちろんこの強引さは私達学生の中にある「エリート意識」「上昇志向」を巧に利用しているが、そこに「差別ー選別」を引き入れ、大衆から「二重収奪」をなし切らんとしていることは明白なことだ。

「中教審」路線とりわけ、学費に関する「独立採算制ー受益者負担」に見られる政府ブルジョアジの支配機構ー構造全般に恒るドラステックな再編の質は、未曽有の弾圧を背影に、大衆からの「二重三重収奪」をもって「差別ー選別」を強化させ、全労働者人民を資本の下に屈服ー隷属させるものだと言える。

従って、初頭の疑問、即ち大学当局が「国庫補助」には一切期待すべくもないことが上から窺えるだろう。次に、では何故当局は、「学費値上げ」をⅠ部だけ行ない、Ⅱ部を「据置き」にしたのか？ 数億という「赤字」（真偽のほどは疑わしい）を埋めるにはⅡ部の学費額では追っつかない、といった意見が出ている様だが、そうではないだろう。例えば同志社はⅡ部も二〇万弱に上げている。問題はそこにはない。むしろ、中央の「中教審」路線の関大版として ある「関大自主改革案」に本質が隠されていることは間違いない。

「自主改革案」は、「Ⅱ部の学力水準を養うことにより、Ⅰ部との学力差をなくしていく」ことに主眼をおこうとする。これを単純に「いいことだ」といっては、当局の落しアナにはまり込むことになる。何故ならば上の名目で当局は、年々入学生を削減して来ている。その意味するところは、「入試」を激化さすことによる「学力」水準の上昇であるだろう。そして今回の「値上げ据置」は、他のⅡ部大学よりもこの「入試競争率」を激化さすことは火を見るよりも明らかだ。

一方、「据置」は関大の財政源を唯一Ⅰ部に限ることによりⅡ部切り捨てに備えていることも見抜いておかなければならないだろう。それは、「値上げを据置く」ことによる、Ⅱ部軽視を当局はもちろん、学生ー父母兄姉に正当化させて来ることは確実である。その具体的な策動が「学力水準上昇」による新入定員の削減であり、在校生へのあらゆる領域でのシメツケー処分であるだろう。

そして、この様なⅡ部軽視はⅡ部廃止へと突き進むことは明白だ。否、むしろ「自主改革案」は、Ⅱ部廃止をメルクマールとしてあるだろう。その過程は巧妙な様々な方法を用いてー例えば、学部統廃合ー千里山移転等ー攻撃をしかけて来るだろう。

私達は、Ⅱ部学費「据置」の持つ意味をしっかりと見抜いておくべきだ。何んといってもⅡ部廃止一点を見据えての「据置」は、「差別ー選別」を強固なものとして拡大し、そのことをもって、資本の下に屈服ー隷属させて行くのである。

Ⅰ部にかけられた「値上げ」攻撃を、Ⅱ部「据置」の中味である、Ⅱ部廃止策動に向けた大きな歩みとしてとらえ、今こそⅠ部学費値上げ阻止ーⅡ部廃止阻止に立ちあがる時である。

栗駒教授（英文）の差別発言と

女性差別

さる十月十七日、英語Ⅱの授業において栗駒教授はテキスト「PRIVATE・IVES」の中に書かれてある「レディー・ファースト」のマナーに触れ、以下のように語った。「女性は男性に比べ、頭が弱い、体が弱い、能力が劣っている。男性が女性に勝てないのは、子供を産むことだけだ。だから男性は女性をかばってやらねばならない」又、このテキストはシナリオなのだが、登場人物（二組の夫婦）の会話の内容を評して、「彼等は夫婦喧嘩のようなたわいもないことで言い争っているが、言っている内容は、そこらへんの労働者や下層民とちがって立派なことを言っている。」と語った。

それに対し、十月二十四日の授業のなかで、この発言は女性差別発言であり、「下層」を蔑視する発言であると追求したところ、栗駒教授は「西洋のマナーを紹介しただけだ。むしろ、暗にそれがまちがっていると言いたかった。言い方が悪かった。」と言いつつ、「女は男に従い、男はそれに対し責任をもつ、その上にたっての平等だ」と差別発言を続けた。引き続いて、狭山実行委、或いは、各戦線で女性解放を担っている仲間との連帯の中追求を続けた十月三十一日、「女は結婚して家庭にはいることを押しつけられている。」との提起に対して栗駒教授は「男性にも出来ないことがある。例えは授乳だ。」「女性は自分の子供を産んでくれるから大切にしなければならない」と、そのような差別の現実を支えている差別意識そのもので答えた。しかし、なぜ差別が存在しているのかを社会的に捉えるならば、栗駒教授の発言は差別の歴史のなかから生まれ、さらに、現実社会の差別を支える意識であることは明らかである、との追求により、教授はついに自らの差別性を認めた。そして、十月十七日の発言の問題も含めて、今後深めていかねばならないし、そのことは、教育において非常に重要なことである、との観点から十一月七日以降の授業時間八十分のうち四十分を確認会として話し合うことを確認した。

そして四回にわたる確認会において、以下のことが確認された。

女は作られる。「女のくせに」「嫁にもらい手がない」などと躾られ、女はおとなしいもの、反抗しないもの、「かわいいもの」として作られていく。

教育の場においては女のみに家庭科がおしつけられ、そこでは「良妻賢母」がいわれている。そして「女が上の学校へ行ってもしようがない」という社会意識は今もなお残っている。

労働の場において、女の働ける職種は限られ、女であるが故に低賃金で働かされ、仕事の内容も雑用をおしつけられることが多く、お茶くみ、使い走りも当然のこととしてやらされる。結婚すると、会社の規則、社会の「常識」によって、やめなければならない状況におかれる。そして、子供を産み子供に手がかからなくなると再び、パートなどの形で低賃金、無権利労働者として、さらに利用される。

搾取体制は私有財産制によって維持されている。私有財産制は家族制によって父親から息子へ財産が相続されて維持される。妻は夫の子であることに疑いのない、つまり相続人にふさわしい息子を産むためのものとしてある。そのため妻のみ一夫一婦制が強要されている。権力が家族制を必要とする要因はそれだけではない。家庭は女に一方的に家事、育児労働を押しつけることによって成り立ち男にとっては、職場での競争の傷を女に対して優位にたつことによって解消する場である。栗駒教授の「かばってやらねばならない」等の発言はこのような家族制を支えるものとしてある。

企業は安上がりの労働力として女を利用する。男は、雑用を強いられている女に対し「女よりも『内容のある』仕事をしているのだ」と思い、男と同程度の仕事をする女に対しては「女でもあれだけやっているのだから」という意識のもとに、自分が搾取されているという自覚をつぶされていく。

資本主義社会において、資本は他資本に打倒されないために「発展」の名のもとに絶えず自己否定ー自己変身を繰り返す。その宿命的な運動を保障するものを資本は教育に要請する。教育は能力主義によって人間を選別し「できる者」と「できない者」に分け「できる者」を更なる「できる者」に仕上げると同時に能力主義に対する不満を不断につみとる。教育過程の頂点である大学は、前述の資本の宿命的な運動を直接的に保障する人間を生みだすものとしてある。さらにⅡ部大学について考えるなら、それは学生の職場での能力主義と収奪に対する不満を教育によって圧殺し中和し、再度能力主義を植えつけるという正に資本の要請に見合ったものである。栗駒教授の「頭が弱い」等の発言や「下層」蔑視もこのような背景の中から生まれたものである。

栗駒教授は、以上のようなことを踏まえ、自己批判し、関大の一教授として、差別をなくすために授業、研究の場を通して働きかける。そして、それは差別の現実を実際になくしていくことと相まって我々一人一人が自分の中にある差別意識をうち破り、自己変革していく、といった質のものとしてあらねばならないことを確認した。

女性差別の他のあらゆる差別との関連を解した我々は現在、様々な形でかけられている権力の攻撃に対し、その本質を見抜き自己解放へと闘い抜かれねばならぬことも又、容易に理解するであろう。

学生春秋

「爆発物取締罰則」という罰則がある。これはいまや盛りの「爆弾事件」に対して、その老齢にかかわらずいまや元気はつらつと働いている。それではこの「爆発物取締罰則」という、耳なれない罰則の生いたちを見てみよう。

時は明治十七年、今からざっと九十年昔、世の中は自由民権運動が彷彿としており、「国会開設」を求めて多くの志士が起ちあがっていた。しかしこの明治十七年はすでに自由民権運動の終焉期をむかえており、地方ごとの運動が結びつくこともなく、分断され、各個撃破されていった。その一つに「加波山事件」というのがある。

自由民権の志士達は福島県における民権運動弾圧の主謀者三島通庸暗殺を目論んだが発覚し、加波山より「自由の公敵たる専制政府を顛覆し、而して完全なる自由立憲の政体を造出せん」の檄を出し十六名で蜂起したが徹底して弾圧された。時の政府はこの「加波山事件」を再び起こさせないための手段を考え、そして遂に生まれたのがこの「爆発物取締罰則」だった。

そして現在、威嚇時代の遺物は歴史の博物館からスポットライトのあたるステージへとおもむろに登場してきた。「爆発物取締罰則」、本名を「明治十七年太政官布告第三二号」という。大正六年及び七年の「爆発物取締罰則廃止法律案」を圧しつぶし、敗戦後の治安法廃止の網の目をかいくぐり、いまや治安弾圧法の主人公となっている。

「治安妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的を以って」いれば、空缶を持っていると、「使用に供すべき器具」を持っているとして逮捕されるし、出版物で「××など爆破してしまえ」などと書くと「教唆煽動」したとして逮捕され、たとえ親であろうと「爆弾犯人」を密告しなかったならば逮捕されるという、恐るべき代物である。まさに憲法違反の典型といえよう。

遺物は定められた場所、歴史の博物館に帰ってもらわねばならない。

10・31「無期懲役」差別判決を打ち砕け！

狭山公判実行委員会

去る10月31日、東京高裁、裁判長寺尾正二は、無実の部落青年・石川一雄氏に「無期懲役」という全く許しがたい差別判決を行った。

寺尾判決は、第一審の差別判決死刑に貫かれた部落民（石川氏）に対する差別的予断偏見をあらわにした差別判決であり、国家権力警察のデッチ上げとその失敗をつつみかくし、政治的プログラムと野望（侵略と人民分断、刑法改悪等）にみられる司法の反動政策等）に歩調をあわせた政治判決である。

国家権力―寺尾は昨年の11・27再開公判以降「民主的ポーズ」を装いつつ、今年3・22公判において、弁護団の要請する証人、証拠調べ及び現場検証をほとんど却下し5・23公判では早期結審を打ち出し、10・3検事最終論告を準備しながら、9・26公判にわずか10分足らずでそれを終え、一切の弁護団側の科学的反証に答えることなく、検事の主張を全面的にうけ入れ有罪判決を行なったのである。

狭山差別裁判糾弾闘争は、「石川さんの運命は六千部落三百万部落大衆の運命である」ととらえる部落大衆の「万人は一人のために一人は万人のために」という思想性のもとに、「同対審」答申完全実施、「同和」事業特別措置法即時具体化の日常的闘いとの結合でもって闘われ、一方部落解放を自ら労働者解放の課題として闘う労働者・学生・市民は部落解放同盟と固く連帯し共同闘争でもって闘われてきた。

国家権力―寺尾は、そういった部落解放運動の高まり、弁護団の綿密な科学的分析を無視し、弁護団による最終弁論をきくことなく有罪裁決の執筆を行なったのである。

今、狭山公判は最高裁判所で闘われることになったが、死刑から無期懲役へ「減刑」した国家権力寺尾の意図は、一つに「有期」＝仮保釈の幻想をふりまく融和攻撃であり、もう一つに、11・6最高裁判決（公務員の政治活動、労働基本権にからむ）にみられる司法の反動化（最高裁裁判官の多数が体制維持、反動派に牛耳られている）による、裁判審査の早期終了上告棄却をなしきらんとするところにある。我々は、決してそれを許してはならないし、10・31の「敗北」「幻想」を打ち払い、狭山共闘闘争の質的量的拡がりでもって、何としても石川氏の無罪釈放を克ちとらねばならない。

現在、日本帝国主義が、「アジアの盟主」として登場していることをアジアの青年・学生は、如実に示し、我々日本人労働者に鋭く連帯へ向けた闘いを求めている。

日本帝国主義の侵略とそれに人民を総動員すべく国内において様々な政策が打ち出されている。我々は、そういった政治動向をハッキリと見抜き反撃を開始しなければならないし、部落解放運動との関連の中で深化・発展させる決意である。

我々は、そういった狭山闘争の新局面に対し、「9月前期試験延期(中止)要求」闘争の思想を明らかにする中で、関大天六での解放運動の前進をかちとり、無実の石川一雄氏を御両親、部落大衆、全人民の手にとりもどす決意である。

9月斗争の経過

我々狭山公判実行委（以下実行委と略）は、昨年11・27再開公判以降、学内で諸課題を闘っている戦線、クラブ、サークル、諸個人の結集をもって大衆的闘いを担ってきた。その実践（思想）の成果の上にたって、最終審理が行なわれる9月連続公判闘争という最頂点局面を、関大天六において「前期試験延期（中止）要求」闘争として、試験による狭山闘争への意識の溶解を許さず、狭山完全勝利の条件性をつくるべく、闘い抜いた。対当局との闘いの思想的武器は、昨年9月12日、大学当局によって開催された「部落問題講演会」をめぐる闘いの中で解放運動研究会（準）が提起した、大学当局の"二面性批判"であった。

9/2　「前期試験延期」要請文提出。署名情宣活動開始
9/3　第一回当局交渉（主旨説明）
9/7　第二回当局交渉（スケジュールだから「延期」できない）
9月狭山実行委結成
9/10　野崎学部長と徹夜団交
9/11　第三回交渉（26日のみ中止）↓全面中止要求
仮執行部差別ビラ配布
以降我々への挑発・妨害相つぐ
9/12　部落問題講演会一周年・狭山勝利・全面中止要求集会（約50名結集）
ハンスト第一波突入
日共が「反解同差別キャンペーン」を開始
9/14　第四回交渉
9/17　ハンスト第二波突入
9/19　第五回交渉（当局の一方的通告―決裂）
9/24　実行委有志による試験強行抗議のボイコット宣言
9/26　狭山公判闘争（約30決起）
反安保学生会議・実行委への誹謗中傷ビラ配布

当局の二面性批判

関大当局の部落問題への取り組みは、一昨年秋関大千里山学舎で連続して発覚した部落差別事件とそれに対する糾弾闘争によってシブシブ動きだしたのである。当局は、糾弾闘争の中で「関大80年の差別的教育研究体制」を自己批判し、「部落問題解決に全力で寄与する」と明らかにしてきた。言葉じりを追えば関大はなんと素晴らしい大学であろうかと思えるかもしれない。しかし、当局は一方で政府・文部省の「中教審」路線の関大版たる「関大自主改革案」にもとづくII部統合廃止（定員さく減・学部統合廃止・千里山移転）の攻撃―なしくずし的実質化をねらっているのである。（今年度の大幅定員削減を見よ！）「自主改革案」が、60年代後半激烈に闘われた関大闘争―全国学園闘争を圧殺しつつ、出されてきたのであるが、まさに、国家権力―資本の要請にみあった大学として維持強化せんとする関大当局の策動、本質は決して「部落問題解決」と相入れぬことは明白である。私達はこの関大当局の矛盾・二面性を当局をして部落問題を「正面」から取りくむまでにさせてきた部落解放運動―部落解放同盟の闘いとその思想水準に学び、「自主改革案」の実質化を粉砕する内実をもったものとして、学内の解放運動―狭山闘争を展開してきたのである。

9月闘争において当局の二面性はイカンなく発起された。スケジュールだからの一言でもって私達の要求を一蹴し、闘いが拡がるや否や、26日のみ試験を中止するという融和策動をうちだし、9・26公判現地では売名行為よろしく「関西大学」のタスキをして登場してきたり等の当局のアリバイづくりを決して許してはならない。

9月の闘いは大学当局の二面性への実践的批判にとどまらず、部落解放運動に分裂をもち込み、反解同差別キャンペーンをもって敵対する権力の別動隊・日本共産党との熾烈な闘いとして展開した。

私達の要求闘争に対し、我学友会執行部を私物化した日共―民青は、その公的機関を利用し、あたかも狭山闘争を闘うことが学生の利益に反するかの様なキャンペーンをふりまき、（一切の部落―狭山問題に関する見解立場を明確にせず）関大当局の補完物となりさがったのである。それをうけた日共関大支部を名のる輩が部落解放同盟に「暴力集団・利権集団」と誹謗中傷を加え、部落に対する差別観念をあおり、あまつさえ私達のビラマキ、署名活動に襲撃をかけてきたのである。狭山差別裁判の政治的性格を積極的に否定し、差別裁判でなく刑事事件にまつわる「エン罪事件」であると矮少化し3月以降は超楽観論をまきちらしていた日共に対しての批判、糾弾の闘いをこれから以降更に深め、天六から、全ての闘う戦線から放逐しぬかねばならない。

12月9日、関大当局はI部のみの83%に及ぶ大幅学費値上げを発表した。私達は、この学費値上げに断固として反対しなければならないが、それ以上に「II部すえ置き」のねらいを見抜き、それと闘っていかなければならない。

72年に引き続きII部の値上げをすえ置くことのねらいは、関大の財政的基盤をあくまでI部に置き、II部を廃止して以降の経営に対する展望としていること、であり、関西の大学II部がおしなべて学費値上げされている中で、関大だけが「すえ置く」ことによって相対的に入試競争率を上昇させ、「関大自主改革案」路線＝「学力水準の低下防止」↓II部定員削減↓縮少↓廃止、へと進めていくことなのである。私達は、当局の巧妙なI・II部分断策動と、II部廃止へ向けた「中教審」―「自主改革」路線のなしくずし的実質化を打ち破り、青年労働者―II部学生としての自らの位置をとらえかえす中、政府―文部省―関大当局、そして資本による差別―分断、収奪の「中教審」路線―差別・選別の教育を許さぬ主体と陣型を構築していかなければならない。

私達は狭山完全勝利へむけた闘いを9月闘争の思想的根幹―関大当局の二面性批判の実践化・学費値上げ阻止闘争を推進する中で断固として担い切る決意である。

《おわりに》

なお、9・26講演会で実行委を誹謗・中傷する目的でビラまきを行なった社青同向坂派・反安保学生会議に対する批判は紙面の関係で省かせてもらいました。

―教科書、専門書籍、雑誌―
関西大学生活協同組合
―文房具、日常品等―

女の解放とは
――日々の隷属の中から

「女性差別糾弾」「女性解放」、それらの言葉を、私が語る時、どういう所からそれを語り闘うのか。階級社会の重層構造の中から、女性差別を見抜き、資本主義社会の搾取体制の中での家庭の役割、又権力が現在の家族制を必要としており、それらの要因のもとで「女性差別」はおこってきた。

しかし、あたしら女は、個々の問題の中で、自ら差別をうけてきた。それを、どうとらえかえすのか。女は、どうつくられてきたのか。あたしらの感性は、どうおしつぶされてきたのか。それを、個々の歴史の中から見ていかなければいけないのではないか。

母親は、女の子が生まれると、今まで自分が受けてきた侮辱を、夫からの陵辱を、子供を自分と同じ道を歩かせる事によって、自分の気をまぎらわせる。

高橋和己が「邪宗なる党派」の中で日浦朝子を通して書いている所の母娘関係の中にそれはあらわである。

「彼女にはそれが見えなかった。それは、もう生きていないに等しい、自由と平等と真面目さへの祈願があったからだった。親が日々子供を心理的に虐殺しようとしたり、自分の欲求不満を癒やすために理由もなく頭から水をぶっかけたりする以外のもう一つ別な世界がどこかにあるはずだと思われたからだった。たとえ如何に観念的で感傷的であっても、彼女には、そう信ずるより救いはなかった。一種名状しがたいあの家庭の中の阿修羅、あの心の地獄、彼女の場合ほどではなくても世の乙女たちが何故あのように愛に憧れ、花嫁衣裳にみとれるのか、世の男たちは知ってはいない。多くの乙女たちにとってそこが人生の唇間である家庭の優しげな日々の拷問、父母の目に見えぬ圧迫、それから免がれうるという夢があってこそ、愚かにも女たちは偽り多い男の甘言に夢中になり、あたかも三文小説中の人物のように、二人だけで生活できるならどんな貧乏もいとわないと裏心から断言するのであることを」。

家庭の中ではそういう攻撃を受け、又、小学校、中学校、高等学校と進む中で、「男は男らしく」「女は女らしく」という差別教育をうける。女子には、家庭科の時間を増やし、男子は、その時間受験教育や柔道をする。女は、「良妻賢母」として規定された教育をうけるのである。高校によっては、女だけをあつめて、「あなた達は○○高校の男子と結婚しなさい」「二十一、二ではけていきなさい」「お嫁にもらってもらいなさい」という教育がなされ、また体育の時間は女らしいしなの作り方が教育される。

対男との関係の中では、女は「かわいい」ものでなければならない。男より劣っているものでなければならない。女はそのことを、日々の生活の中で身をもってしらされる。

さて、女性に対する男性の権力は、奴隷所有者や王の権力以上に永続きしないではいないものである。というのは、全男性の自尊心と権力欲を、個人的利益とを満足させるものであるから。又、女が共同して反乱をおこす心配はない。それは、一人一人の隷属者とその主人との関係は隷従者関係よりも、はるかに密接であるから。又女が集団的に反抗するのを好まないのには、もう一つには、幼い頃より男をひきつけるような人となることが、女への教育と品性陶冶との終局目標となっているからである。そして、歴史的にいっても、女は男の寵愛を願うように仕込まれてきたのである。

そして、結婚においては、どうであろうか。

元来、女は暴力をもって掠奪され、あるいは父親から売りわたされた。なるほど教会は形式的に「イエス」といわせた、しかし修道院をたてるのでもないかぎり、父親の主張のまえには、娘が拒絶するなど不可能なことであった。昔夫は妻にたいして生殺与奪の権を握っていた。イギリスの古法においては、夫は主人であった。そして、妻が夫を殺した場合には叛逆罪とされ、火刑に処せられた。以来今日にいたるまで、妻は、犯罪を別とすればあらゆる事柄において法律上事実上夫の奴僕である。妻は夫のためにする場合のほかは、みずから財産を得ることはできない。彼女の相続財産は夫のものになる。金持は財産契約によって、財産を夫の絶対管理の外におこうとするが、そういう場合ですら妻は財産権の行使において夫と平等でない。夫婦「法律上一人」である。しかし、ちょうど主人が奴隷のすることに責任をもつような「第三者的な責任」をもつ。又、女の奴隷は、キリスト教社会では、主人に対して貞操を守る権利を持っていた。しかし、妻においては、夫の獣的機能の道具たらしめられる堕落におとしめられている。夫は、妻を法律によって、与えられた所有物と思いこむ。又法律は、それを認めている。離婚した場合、妻の所有物、子供の全てが、夫の手に渡る。妻の手に残るものは何もない。夫は、自分の所有物である妻に対して、その獣性、獣性をあらわに出す。そういう中で、男の獣的支配は、隷属関係と一体化したところで行なわれる。日本の結婚制度においても、「嫁をもらう」という形で、農家では「道具（生産力）」として、「結納（金）」で買われる。又、多くの男は、その獣性で女を買い支配しようとする。女は、お互いを分断化することによって（体制によって分断は行なわれるのではあるが、女はそれを助長拡大する）「自分はましだ」と思いこむことによって、気をまぎらわす。男は女をいわゆる水商売の女（娼婦、めかけ）、妻、仕事をもつ女と分けてきた。男にのみ、一夫多妻制が許され、法律も女自身もそれを許してきた。何故、女はそれを許してきたのか。「水商売の女よりは、ましだ」という、体制の分断にのかった形で、その女たちを差別してきた。男の女に対する獣的支配を見抜くことなく、上・中層階級の女達は、「赤線はある方がいい」等と言う。所謂下層階級の女達を、男の獣性の犠牲とし、自分は、少しでものがれようという甘い幻想をもつのである。しかし、一方で女を、その獣性の道具として扱っている男が、どうして他方（家庭）で、女を人間として接することがあろうか。又、そういう最低の地におとしこめられている女（売春をしている女等）等は、部落差別、在日朝鮮人差別、階級差別と関連して、所謂下層階級の女に多いことに注目しておかなければならない。

又、女が職業をもつことにおいて、今は職業選択の自由は女にもあると言われる人があるかもしれない。しかし、法律論、常識論、両面において、女が職業をもつことは、困難である。何故なら、この社会は男の手によって作られたものであるから。女を家庭（男にとってそこは、休息の場であり、唯一権力をふるえる場である）におとしこめ、家族制を維持し、体制を守ろうとする権力によって。又、女を分断し、家庭（私用）、底辺（公的売春）、と両面に対する獣的支配を行なってきた男の手によって作られたものであるから。

最後に、あたしらは、これから何を闘うのか。

女から「産む自由」「産まない自由」を奪い、女を子供を産む道具と規定している「優性保護法改正案」に反対していく。

女の感性の解放をかちとり、男の獣的支配を許さない。

その為には、まず身近な男から変えて行く事が、女にとって必要なのではないか。

施設労働者の手記

私達「健全者」が、私も含めてただ何げなく生活している中で、「障害者」といわれる人たちの、生きることのしんどさを、私達はどれほど気づかずにいたことだろう。とても「障害者」が一人では外へ出られないような、いたるところの階段、そしてサッサと人々が行きすぎて行く雑踏の中で、いったいどれだけの「障害者」に出合うことができるだろうか。そしてまた、私達が受けてきた教育、小学校、中学校、高校、さらにこの関西大学Ⅱ部を通して、私達が「障害者」といわれる人たちとどれだけ仲間になれ、そして彼らも含めた教育を受けてきただろうか。「障害者」と接する機会などほとんどなかったのではないだろうか。そうしたら、「障害者」は、どこにいたのであり、また今いるのだろうか。「障害者」というと、一般的に「施設」というイメージがすぐ浮ぶように、「障害者」は在宅のまま、家にとじこもっているか、または、ほとんどが「施設」にほうりこまれているのである。

私達は口では、差別はいけない「障害者」だからといって差別されるのは不当だし、自分は、差別などしていないと言っている。

しかし、差別されている「障害者」の怒りをどこまでわかっているのだろうか。生きて行く事、それ自体が闘いである「障害者」差別の現実を私自身どこまでとらえ切っているのだろうか、さらに、その差別と闘うということは、どういうことなのだろうか。といった悶々とした中で、私は、「障害者」の生きている現実を知りたいと思った。「障害者」といわれる人たちとかかわりたいと思った。そしてその、接触と関係性の中で、今まで、うえつけられてきた、みずからの差別性を見切り、自分の問題として「障害者」差別を、とらえて行かなければいけないと思った。

そこで、私はあえて、「障害者」とかかわろうとして、施設労働者というものを選び、施設の中にとびこんでいった。「障害者」差別をみずからの問題にするために。

×月×日

今私が勤めている肢体不自由児施設におとづれたのがほぼ一年前のことである。その頃施設とはどういうものかまったく知らない私にとって最初の印象といったものは、建物がとてもりっぱに見えたことである。鉄筋3階建の建物で外見は、近代的で、大変りっぱで内に入っても、明るい感じで、窓が大きくて、日あたりがよさそうで、病舎にはベットが整然と並んでいるといった感じであった。訓練室なるものは、体育館を少し小さくしたぐらい広くて、いろんな器具がおいてあった。さぞ、充実した訓練を行なっているかのように見えた。

×月×日

私と子供達との最初の出合いの時である。私は、その頃は子供が好きな方ではなく、むしろ苦手だった。だから、内心では、ビクビクであった。最初私が見たものはイモの子のように、ゴロゴロところがったり、その辺を四つばいなどで、はって移動している五〜六歳の十人ぐらいの子供らだった。私はいっ瞬ドキンとした。こういう光景は始めてであったからである。立って走りまわる子供といったものはよく見かける。そしてそのことがあたりまえのごとく、意識として感じていた私の差別意識が、この「障害児」を見たとき、何か異様なものでも見たごとくハッとしたのである。そのあと、私は、自分が立っている不自然さを感じ、床の上にすわりこんだ。そうするとその辺にいた子供たちが興味深げに集まってきた。そして、いろんな質問ぜめにあった。その話の間じゅう「私」という、子供達にとっては、新しいできごと、新しい人への興味を示し、無視するということはまったくなく、子供達は、大変明るく、素直に感じられた。しかし、新しいものにとびつくということは、この施設の子供達が、いかに単調で、たいくつな毎日のくり返しがなされているのではないかと思った。

× × ×

ここで、私が勤めている施設の説明をしておこう。大阪市内にあるこの施設は、建物は府が建て、経営は、民間委託という方式をとり委託先は、××病院である。病院という性格上、治療を主目的とし、いかに「健全者」に近づけて行くかという方向ですべてが行なわれ、医者、看護婦、看護助手、訓練師、保母、児童指導員、という職種で構成されている。十八歳未満の肢体不自由児施設で、現在三歳児から十七歳まで、約七十名の「障害児」といわれる子供が収容されている。脳性マヒ児が大半で、脊椎ひれつ、ポリオ、ペルテスなどの「障害児」がいる。そして、六歳児までの通園施設も併合されている。一階は病舎と、訓練室で、二階には養護学校の分校があり、学齢児の学童は、みんな二階の養護学校にかよっている。一階の病舎であるが、ベッドがずらりと並べてあり、そこが子供達の生活の場なのである。この病舎は、「障害」の程度によって、「重度」の者と「軽度」の者との二つに分かれている。なぜ、「重度」と「軽度」に分けているのだろうか。これは、まさに、施設側にとって、管理しやすいようにでしかない。この施設は収容施設であるが、週一回土曜日ごとに親が迎えに来て、家族のもとへ帰る。そして次の日曜日の夕方また親が連れてくる。家庭の事情で家に帰れない場合は、在園ということになり、何週間も、園に残る子もでてくる。このことによって、施設生活を送っているということだけでも、家族から、地域社会からも離れて行くのに、ますます、家族や自分の兄弟とも、遠ざかって行く。

私は「重度」の方の病舎にまわらされ、職種は看護助手である。看護助手といったら、何をするのかというと、「障害児」の日常生活の一切を見るのである。つまり、一言でいってしまえば、雑用係とでも言おうか、排泄の介助、食事の介助、食事の配膳、ベット掃除その他もろもろ。かなり、重労働である。

×月×日

はいってまもないある日、あまりにも素直で従順なこの施設の子供達に、「今いちばんしたい事は何?」と聞いてみた。そうすると、「外へ行きたい」という答えが一つ帰ってきた。「何しに外へ行くの」と問い返すと、「とにかく、ここじゃなくて外へ行きたい」と。また小学校六年の女の子の場合は「私の田舎は奄美大島やねん、それで、私、大きくなったら一回は田舎へ行きたいねん」と目を輝かせて言ったので、私は、「大きく、ならなくても、冬休みとか夏休みに連れて行ってもらったらいいやんか」というと、その子は下を向いて、「歩けんと、田舎へ帰られへんから」と。私は「車イスでも帰れるよ」とは言って見たものの、それ以上何も言えなかった。

× × ×

この施設の「障害児」の一日の生活を見てみよう。

みんな一勢に朝6時に起こされる。そして、着替、洗面、おしっこをしなさいと、しじゅう速くしなさい「速く、速く」と責めたてられ、トイレに自分で行ける子で、その途中に「おしっこ」をもらしでもしようものなら、朝から「もっとはやくしないからだ」、とガミガミ言われ、責めたてられる。七時から朝食、これは、パンと乳牛である。朝は深夜の看護婦一人と六時から出てくる看護婦および看護助手との三人で、二十三名の子供を見るのであるから、そりゃひどいものである。そのうち、自分でまったく食事ができない子が四人いる。この朝の光景は、まるで、鳥にエサをほりこむごとく、パンをちぎっては、何人かの子供の口にほりこんでいくのである。朝食の時間に食堂へ入るのが遅刻すると、せっきょうされたあげく罰として食事をとり上げられてしまう場合もある。七時四十五分頃には朝食は、必ず終らないといけない。食べていようが、食べていまいが、さっとかたづけられてしまう。食事がすんだら、トイレに行きなさいと言われ、トイレにすわらされる。それから、学校の用意をして、九時から学校、十二時二十分頃食事に戻ってくる。その時「ただいま」と言わなければおこられるのである。食事をする前に体温と、脈を測ってからでないと、食べられなく、昼食中にいろいろしゃべっていると、遅くなるから、しゃべらないで食べなさいと言われ、午後一時までに終らないと、これまた例によって食事を下げられてしまうという具合である。養護学校のカリキュラムは普通学校のそれとは違い、授業時間数が圧倒的に少ない園の生活に合わせて、カリキュラムは組まれている。火曜と金曜は入浴の日で、午後から授業はない。水曜は回診の日で、これまた午後からの授業はない。月曜と木曜だけあるだけである。さらに訓練の時間が一日に五十分授業時間に組みこまれる。午後からの学校のある日は、昼食後すぐ学校へ行き、二時半ごろ戻る。宿題が出されている場合は職員に「宿題をしなさい」と言われ、宿題をやることになる。そして、ちょっと遊んでいる間に四時になり、なんと四時から夕食が始まる。四時四十五分には夕食が終わり、そのあとすぐ洗面をし、六歳以下の幼児と、クラブ(男子が野球部、女子がバレー部)へ入っていない子は寝巻きに着替え、幼児は七時までテレビを見、学童は七時半までテレビを見る。しかし、少し熱でもあろうものなら、テレビなどは見せてももらえず、すぐベットに入れられる。「あなたたちは普通の子と違うのだから」という理由で。そして中学の子も八時には、ベットに入れられ、消灯である。ざっとこんな一日を毎日繰り返すのである。

×月×日

中学二年の男の子がいる。この子は脳性マヒで、手は使えず、足で字を書く。着替も、食事も、排泄もすべて全面介助で、車イスで移動する。言葉は、非常に聞きとりにくいがかろうじてわかる。しかし、自分からほとんど話さない。この子が、試験勉強で、夜遅く(九時過)まで起きていて、朝起きが大変悪いということで問題になった。そこで、看護婦などは、何を言うかというと、「施設の中の集団生活、なのだから、一人だけということは許されない。それに何もそんなに勉強したって所詮この子は、あんな体なんだから、学校の勉強などしたって仕方がない。それよりは、むしろ、将来のことを考え、どうせずっと、施設でしか生きて行けなく、自分一人では何もできないのだから、少しでも、いやがられないよう、可愛がられるよう努力しないと、誰も面倒見てくれなくなる」と。なんとひどい見方をするのだろう。「障害者」を人間と見ていない。「障害者」は勉強もするなと言う。「障害者」が何かしたいという欲求を、施設の規律というもので押し殺して行き、あげくに、「障害者」は、何をやっても仕方がない、それより「所詮やっかい者だから」少しでも気に入れられるよう、従順で、何でもよく聞く、可愛がられる「障害者」になれという、施設のもつ体質をまのあたりに見せつけられた。このことに対して、私は、底知れぬ激怒を覚えた。さらに施設の子供達と日々接している職員が、こういう「差別」意識でもって、「障害児」に接しているのかと思うと私は怒りを押さえ切れなかった。

× × ×

何やらだらだらと書いてきたようである。私は、ほぼ一年勤めた中で感じてきた、施設がどんなにひどい所かという事をまだまだ書きたらないような気がする。いろんな「施設」で最近腰痛問題が表面化して来ている、私の場合も、この例にもれず、ひどいときは、夜寝れない日もあるぐらい、腰痛にさいなまれている近頃である。そのしんどさの中で、垣間見たものは何だったのか?施設が「障害児」にとって決して楽しい場所ではなく、家族、地域からの「隔離」の場でしかない。そして、医療という美名のもとに病気だという意識を植えつけて行く。そのことによって治らな何もできないという意識を植えつけ、「あなたたちは一人で、できない」から「ああしなさい」「こうしなさい」という様に「できない」ということを前提として、何でもが処理されて行く。さらに、施設の中で、子供がどのように抑圧されていくかというと、従順で、何も文句を言わない子供は、いわゆる「いい子」とされ、すこしでも、反抗し、自分の欲求なり、自我を持っている子供は、「問題児」にしてられてゆき、子供をまさに、管理しやすいように、何も文句を言わせないように職員自身が、子供のこうしたい、ああしたいという欲求を、「普通の子と違うから」「障害児」だから、という名目で、手がかかるからということで、すべて切り棄てていっているのである。まさに、自分達が、管理しやすいように、自分達の都合、仕事に、そして施設に子供をあわせて行こうとしているのである。こんな施設の現状、体質に対して、私自身そこに働く施設労働者として、どうするのかという事が心に重くのしかかっている毎日である。差別意識そのものの職員に対して喧嘩しなければやめられない。こんな施設ぶっつぶさなければ、やめられないと思ってはいるのだが……。

一面から続き

こむことでしかなく、また、「障害者」でもあんだけできるんやからという形で「障害者」ー「健常者」の差別分断を強固にしていくものでしかない。私達はこのような当局の融和策動を徹底的に粉砕し、一切の差別を許さぬ教育を構築していかねばならずその為にも中教審路線=能力主義の強化=差別選別教育体制の徹底化を許さずその関大版=自主改革案をとことんブッツブシていかねばならない。またもう一方で当局に輪をかけてエエカゲンナコトをさらしている日共差別者集団とそのカイライ仮執行部を思想的にも(破産しとるのはわかっているが)運動的にも実力でもって全ゆる戦線からほっぽり出さねばならない。

総括に向けて

私達が日々労働する中で杉原教授みたいな人間は山といる。「仕事が出きる人」はエエヒトで「出けへん人は」ワルイヤツと私達自身もそのような(杉原的人間)を見るまでもなく意識をもっているそしてその意識こそが「障害者」差別であるという事も同時に知っている。だが現実のしんどい労働の中で頭をもちあげてくるのは前者である。「早よしたらエエのにこいつは」と他者をさげすみ「オレならもっと早くやったるのに」と自己の優越感を満足させる。資本もこのような労働者間の分断をすばやく見抜き、「能率給」等を導入してより一層その分断を強固にして搾取をほしいままにする。そのような能力主義社会の底辺におとしこめられてきたのが「障害者」でありもっと正確にいうならば能力主義を貫徹する為に「障害者」は作られてきたのだ。私達はこのような差別分断支配をブチヤブル為に、「障害者」差別を自らの問題としてとらえなければならない。「低賃金でこきつかわれている『障害者』」・「働きたくても働けない『障害者』」・「施設にブチコマレテいる『障害者』」のイカリを自らの生き方の中に定め更なる闘いを。青年労働者の立場をより一層明らかにして闘いの陣形をみんなで組んでいこう。

STAFF ぼしゅう

新報社

学習講座第2回

労働運動を学習しよう

われわれは、毎日会社に出かけます。もちろん働きにです。

そうです!われわれは、実は〈労働者〉なのです。そして、これからも労働者なのです。だから、結論的に言えば、労働の〈場〉こそ、われわれのまさに生きて行く場なのです。

この場で生きて来、現在も生き そしてこれからも生きて行かねばならないわれわれにとって、労働の場こそもっとも問題にしなければならないところのものです。

現在、日本には、約三千万人の賃金労働者がいる、と言われています。しかし、彼らが毎日元気に働いているか、と言えば、決してそうではありません。

これは賃労働の場では、その資本に媒介された機械的工場制の下では、人間のもっとも人間らしい活動である労働が、自分の持っている力量を十全に発揮し、自己を実現するどころか、人間は機械と言う「もの」に支配され、賃金制の奴隷と化してしまっているからです。

労働者の人間性そのものが侮蔑されているのです。

だから、これに怒った労働者は組合を作ったのです。

"労働者は奴隷じゃない!人間だぞォ!"と、ほえながら。

こんなわけであるから、われわれが労働者として生きて行く限り労働運動、労働組合の問題は、決して避けて通ることは出来ないのです。

労働者は 労働組合を作ることによって、"職場の主人公はわれわれ労働者である"と宣言したのです。労働者こそ工場を支えており、この労働者大衆がたち上らない限り、労働の場を変えることも、まして社会を変革することも出来ないのです。

故に、労働運動の現実こそわれわれのもっとも学ぶべきものなのです。

入門の第一歩として、今回は、簡単に手に入る二、三の文献を、入門書として紹介しておきます。

▽労働運動とは何か△

"労働運動これ一冊!"として、まず紹介するのは、最近発行された『労働組合の死と再生』(柘植書房)である。これは、資本・権力・二組・ガードマン四者一体のむき出しの暴力と弾圧に抗し、今この瞬間を激烈に闘い抜いている全国金属本山製作所支部の闘争の報告であり、記録である。この本の中に、われわれは真の労働者と真の労働組合の姿を視ることが出来る。定価一二〇〇円。

▽雑誌△

労働問題の専門誌としては、かなりの歴史のある『月刊 労働問題』(日本評論社)と『季刊労働運動』(クラフト出版)がある。後者の方は新左翼系の雑誌で「階級的労働運動をめざして」と副題をかかげ、七一年十一月の創刊号より現在まで6号まで発行している。

専門誌ではないが、新左翼系の総合誌として発行されている月刊『新地平』(新地平社)もあり、毎号「労働講座」「現場報告」等を掲載している。

その他、『情況』(月刊・情況出版)『現代の眼』(月刊・現代評論社)にも時々労働運動に関した記事が載っているから、立ち読みするときは注意しておくと良い。

▽労働運動史△

手ごろな通史としては、大河内一男著『黎明期の日本労働運動』『暗い谷間の労働運動』『戦後日本の労働運動』全三巻(岩波新書)がある。同じ著者による『日本労働組合物語』(松尾洋共著・筑摩書房)もある。

戦前を取り扱ったものとしては日本労働組合全国協議会(全協)を中心にして展開してある渡部徹著『日本労働運動史』(青木書店二五〇〇円)、岩村登志夫著『日本人民戦線史序説』(校倉書房・二〇〇〇円)がある。

戦後の労働運動史としては、基礎文献として、戦後最大の労働運動指導者として活躍した高野実著『日本の労働運動』(岩波新書)があるが、これは絶版となっているので、古本屋で捜すと良い。